

奈良県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十六号

奈良県予算規則の一部を改正する規則

奈良県予算規則（昭和三十九年三月奈良県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地域振興部南部東部振興課、」の下に「地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室、」を加え、「医療政策部病院マネジメント課新総合医療センター建設室」を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。